

療育手帳を持っているみなさまへ(18歳以上のかたへ)

新型コロナウイルス感染症対策のための
療育手帳の更新手続きのとりあつかいについて(ご案内)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、療育手帳の次の判定年月を1年間延長することができます。

1 対象者

次の①と②のどちらもあてはまるかた

- 療育手帳の次の判定年月が、令和2年3月から令和3年2月までのかた
- 新規更新のかた(今回の更新において、大阪府障がい者自立相談支援センター(以下「相談支援センター」といいます。))ではじめて判定を受けられるかた。)

2 延長期間

1年(次の判定年月が令和3年2月のかたは、令和4年2月までとなります。)

3 手続き

- 延長には、門真市障がい福祉課への申請が必要です。「療育手帳次の判定年月延長申請書」と「療育手帳更新申請書」が必要です。門真市障がい福祉課に連絡してください。

4 延長後の判定について

- 次の判定年月を延長したかたも、延長後の期日を待たずに、順次、判定と面接をすることができます。
- 判定予定日は、相談支援センターからご連絡します。
(判定時期は、予約の混雑具合により、ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)
- 判定の時は、マスク着用や消毒、面接室内の飛沫感染防止対策をします。
来所する時は、感染防止にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

18歳未満の方については、大阪府子ども家庭センターへお問い合わせください。

<お問い合わせ・ご連絡先>

- このご案内、更新申請、延長申請・延長証明に関すること

門真市障がい福祉課 電話 06-6902-6154 ファックス 06-6905-9510

〒571-8585 門真市中町1-1

- 判定、判定予約に関すること

大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課 電話 06-6692-5263